

標題：北東北ものプロ報告（第1回）

北東北ものづくりプロジェクト形成ネットワーク

参画校関係者 各位

はじめに

このネットワークは、工業所有権情報・研修館（INPIT）の産学連携知的財産アドバイザー派遣事業に青森県立保健大学、岩手県立大学、青森中央学院大学、三重県立看護大学、札幌市立大学、をネットワーク参画校として申請・採択され、今年度から発足しました。各参画校の知的財産保有件数・技術移転件数の増加等を目的として、活動して参りますので、皆様、よろしく願いいたします。

なお、当ネットワークの担当アドバイザーは市山俊治アドバイザーです。産学連携に関して主に知財面からサポート・アドバイスをさせていただきます。当報告においては、知財に関するトピックスを毎回掲載させていただきますので、そちらもぜひご覧ください。

北東北ものプロ報告について

この報告は、各ネットワーク参画校における産学連携等に関する取り組みを定期的に情報共有し、それぞれ活用するべく2月に一度、実施するものです。

また、ネットワーク参画校間での連携や共同研究等の発足にもご活用していただきたいと考えておりますので、各参画校において、当ネットワークへの話題提供等ありましたら、ぜひご担当の事務職員にお問合せください。

その他知財に関する情報等についても発信してまいりますので、ご一読いただければ幸いです。

それでは、第1回目の北東北ものプロ報告の内容についてご紹介します。今回は、青森県立保健大学からの発信です。

目次

1. 青森県立保健大学の産学連携に関する取り組みについて
2. 市山AD トピックス 「大学における特許の必要性について（企業の立場から）」
3. 外部資金（民間助成金）について

1. 青森県立保健大学の産学連携等に関する取り組みについて

本学における産学連携の推進に向けた取り組みは、共同・受託研究の制度整備、技術相談窓口の設置、展示会への出展等を実施していますが、これらは既に各参画校におかれましても、実施されていると思います。

本学では、産学連携を推進するに先立ち、まずは足元の「研究」を強く推進する必要があると考え、今年度新たに次の取り組みを実施し、又は実施を予定しています。

(1) 科研費採択者を招いた座談会の開催

今年度採択された先生方をお招きして科研費に応募した動機、科研費を通じた研究への思い等を座談会形式で意見交換してもらいました。その内容を学内の先生方に発信し、科研費の応募により関心を持っていただき、かつ、採択数を増やすことを目的としています。

座談会の様子はこちら <http://www.crip-auhw.jp/zadankai/index.html>

(2) 研究談話会の開催

研究者間の相互理解を促進することにより、青森県立保健大学の研究成果の量的及び質的向上に資することを目的として、実施します。まずは、新任の先生方に登場いただき、実施しました。今後も適宜実施する予定です。

研究談話会の様子はこちら

第1回 <http://www.crip-auhw.jp/danwakai/index.html>

第2回 <http://www.crip-auhw.jp/danwakai/index2.html>

(3) 図書館に科研費関連書籍コーナーの設置

科研費申請書の書き方等の書籍について、図書課に特設コーナーを設置し、科研費獲得に向けたテクニックを磨いてもらおうとする取り組みです。

(4) 科研費説明会（事務手続き等）

「平成 29 年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」にて周知された内容を基に、事務手続きについて説明会を実施します。今年度の変更点と、次年度に控える科研費審査システム改革 2018 にも触れて説明する予定です。

(5) 科研費申請書の書き方講習会の実施

先に実施される事務手続きとは別に、申請書の書き方に特化した形で講習会を実施します。申請書の書き方で採否が左右されるかもしれない事実を、経験者に赤裸々に語ってもらう予定です。

2. 市山 AD トピックス「大学における特許の必要性について(企業の立場から)」

何のために大学で特許等の知的財産権を取得するのかという問いに対して実施許諾(ライセンス)や譲渡によって収入を得るためというのは分かりやすい回答ですが、より重要な理由は研究成果による社会貢献の促進、すなわち共同研究等の産学連携を通して大学における研究を促進し、技術移転を通して産業界で研究成果の実用化や事業化を促進して社会貢献するためです。

これを企業の立場から見ると、ビジネスを行う上でキーとなる技術が知的財産権によって保護されていることが企業にとって必要不可欠であり事業化可能性に大きく影響します。というのは、知的財産権により保護されていないと他社による模倣を排除できない、他社に対する優位性を確保できない、他社特許侵害への対応策が取れないといった種々のリスクが生じます。そのため企業が大学との共同研究を実施したり、大学からの

技術移転を受けて実用化や事業化を行う際には、大学が保有する技術シーズが特許等で権利保護されていることを重視し、しっかりと権利保護されている場合には安心して進めることができる訳です

上記の他に、大学における知的財産権の取得・保有の意義としては、知的財産に関する普及啓発効果（事業化推進の意識向上）、競争的資金の獲得等が挙げられます。

3. 外部資金（民間助成金）について

今回は、私が参加しました研修から、民間助成金の現状や、獲得に当たって必要とされるポイント等をご紹介します。

（1）民間助成財団の現状について

JFC（公益財団法人助成財団センター）が実施した 2015 年度調査では、現在民間助成財団は、年間 500 万円以上の助成金を拠出している財団が 938 あり、これらの財団の助成事業費の合計は約 996 億円である。

（2）民間助成金獲得のポイント

- ・課題： 応募要領の趣旨を理解し、研究とマッチしているか。マッチしていなければ出さない方が良く、合わせる必要はない。課題は明確、簡潔であり、社会的重要性が説明されているか。
- ・研究の内容：具体的に、誰が、何を、いつ、どこで行うのかがよくわかり、現場のイメージがつかみやすいものとなっているか。
- ・成果物：具体的に誰をどう裨益するのか説明されているか。

また、申請書の記載に当たっては、見やすく、分かりやすくするために、大き目の文字や、箇条書き、図表を用いること。専門用語をなるべく使わないことが重要です。

（3）民間助成金の活用が効果的な時期について

助成金は一過性のものであり、繰り返しのものではないことから、研究の時期を、立ち上げ期、展開期、収束期に区分した場合、これらの期を移行するタイミングが、助成金の活用に当たり効果的な時期となります。

以上、第 1 回北東北ものプロ報告でした。次回は岩手県立大学からの発信となりますので、宜しくお願いいたします。

平成 28 年 8 月 31 日

（平成 28 年 10 月 12 日追記）

作成者：青森県立保健大学
地域連携推進課 笠原